

「君の名は。」 「一般従事者」 全配協が新配置の非専門家の活動範囲を明確化

発行：日本置き薬協会 事務局

配置販売業界の最大組織の全国配置薬業協会は、かねてから傘下業者に新法配置へ移行するよう唱えられてきた。既存配置より新法配置への移行を躊躇うのは、専門家以外の配置従事者が医薬品の説明販売が出来なくなり、対面訪問販売の業態として本末転倒になるためである。従事者全員を専門家とするのは、経営上或いは組織上困難であり、専門家以外の一般従事者には、どのような規範のもと業務をさせれば、コンプライアンスが確保できるかを示した「適正販売に係る対応マニュアル」が、28年12月7日の全国協議会長会議で発表された。以下、主要部分の抜粋である。

1. 経緯 全配協では、配置業者の更なる発展に向けて、「既存配置」から「新配置」への移行推進策の実施や専門家の管理、監督の下での一般従事者の業務範囲の拡大等について、配置薬議員連盟等へ要望し、厚生労働省と協議を行ってきた。その協議の中で、専門家と一般従事者が行える業務に関して、限定的に運用されているのではないかとの見解を示されたことから、具体的な事例や疑問等を取り纏め、一般従事者が行える業務を明確化するとともに、適正な配置販売業務を推進するため、マニュアルを作成することとした。

2. 配置販売業における専門家と一般従事者が行える業務範囲を明確にするとともに、適正な販売体制を構築することにより、消費者における適正使用とセルフメイデーションの推進を図り、配置薬業の発展を期するものとする。

3. マニュアルのポイント（情報提供に係る専門家と一般従事者の業務範囲）

[考え方の大前提] 新懸けや新たな医薬品を配置する場合など、顧客に対して初めて医薬品を配置する際の情報提供については、すべて専門家が行う。

[情報提供に係る専門家と一般従事者の業務範囲] ①専門家による情報提供が行われた医薬品については、改めて情報提供が求められない場合は、専門家の管理及び指導の下で、一般従事者が医薬品の使用状況の確認の他、医薬品の補充（再配置）、医薬品の整理、代金の精算等の業務が行える。②省略 ③顧客からの情報提供や相談があった場合は、一般従事者から専門家に連絡する体制を確保し、専門家が対応する。④なお、相談応需については、専門家による電話対応が行えるものとするが、専門家が情報提供を行う必要があると判断した場合は、訪問（対面）して情報提供する。⑤一般従事者と専門家の緊密な連携を確保する観点から、専門家と一般従事者のチームでの体制を構築することを基本とする。

適切な対策を明文化されたのは評価できるとして、現場での専門家と一般従事者の「いれ替わり」がないことを願う次第。また、店舗がその周辺顧客への配置販売業務を行うための指針ともなるであろう。

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒332-0034 埼玉県川口市並木2-30-6

TEL. 080-6789-6165 FAX. 048-251-9657